

## 税制改正等の内容

- 令和5年3月31日付で所得税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第3号）が公布され、源泉所得税関係について主に次のような改正が行われています。

1 給与支払明細書及び給与所得の源泉徴収票に記載すべき事項を電磁的方法により提供するための要件である給与等の支払を受ける者の承諾手続について、給与等の支払をする者からその支払を受ける者に対し、「給与等の支払をする者が定める期限までにその承諾をしない旨の回答がないときはその承諾があったものとみなす」旨を通知し、その期限までに回答がなかったときは、その承諾を得たものとみなす方法が加えられました。

この改正は、令和5年4月1日以後に行う通知について適用されます。

2 ストックオプション税制（特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等）の適用対象となる新株予約権に係る契約の要件について、次の見直しが行われたほか、所要の措置が講じられました。

この改正は、令和5年4月1日以後に行われる付与決議に基づき締結される契約により与えられる一定の新株予約権について適用されます。

新株予約権の行使は付与決議の日後10年を経過する日までの間に行うこととの要件について、一定の株式会社<sup>(注)</sup>が新株予約権を付与する場合には、その新株予約権の行使はその付与決議の日後15年を経過する日までの間に行うこととされました。

(注) 付与決議の日において、その設立の日以後の期間が5年未満であること、上場株式発行会社でないこと等の要件を満たす株式会社をいいます。

3 NISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）について、次の見直し（拡充・恒久化）が行われました。

【令和5年まで】

	つみたてNISA	いずれかを選択	一般NISA
年間の投資上限額	40万円		120万円
非課税保有期間	20年間		5年間
口座開設可能期間	平成30年～令和5年 <sup>(注1)</sup>		平成26年～令和5年
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 〔商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る〕		上場株式・公募等株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし

【令和6年以降】

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間の投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間	制限なし（無期限化）		制限なし（無期限化）
非課税保有限度額（総枠）	1,800万円 ※簿価残高方式で管理（枠の再利用が可能）		
			1,200万円（内数）
口座開設可能期間	制限なし（恒久化）		制限なし（恒久化）
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 〔商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る〕		上場株式・公募等株式投資信託等 〔安定的な資産形成につながる投資商品に絞り込む観点から、高レバレッジ投資信託などの商品を対象から除く〕
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし
つみたてNISA及び一般NISAとの関係	令和5年末までに現行のつみたてNISA及び一般NISA制度において投資した商品は、新しい制度の外枠で非課税措置を適用		

(注) 1 つみたてNISAの口座開設可能期間が令和5年12月31日までの期間とされました（改正前は令和24年12月31日まで）。

2 令和5年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、非課税保有期間（5年）が終了しても、所定の手続を経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっていますが、今回の改正において、その手続が省略されることとなりました。

4 「給与所得者の扶養控除等申告書」について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができることとされました。

この改正は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき給与等について提出する「給与所得者の扶養控除等申告書」について適用されます。

(注) 「従たる給与についての扶養控除等申告書」についても、同様の改正が行われました。

5 特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の非課税措置の適用期限が令和8年3月31日（改正前：令和5年3月31日）まで延長されました。

6 クロスボーダー取引に係る利子等の課税の特例等について、次の措置が講じられました。

この改正は、令和6年7月1日以後に提出する書類又は提供する事項について適用されます。

(1) 振替国債等の利子の課税の特例等について、e-Taxにより税務署長に対して提出する次に掲げる書類のファイル形式を、XML形式又はCSV形式とすることとされました。

イ 非課税適用申告書等

ロ 特例書類

(2) 上場株式等の配当等に係る租税条約等の適用手続について、その配当等の支払の取扱者のその支払を受ける者等に関する事項の光ディスク等による税務署長に対する提供に代えて、e-Taxにより提供することができることとされました。

7 上記のほか、令和5年度の税制改正において、次の見直し等が行われています。

- ・ 令和6年以後の国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受けようとする際に提出又は提示する「送金関係書類」の範囲に、電子決済手段（法定通貨の価値と連動等するステーブルコイン）の移転による支払を証明する一定の書類を追加
- ・ 令和6年10月1日以後に提出する「給与所得者の保険料控除申告書」の記載事項の簡素化
- ・ 令和9年1月1日以後に給与支払事務所の開設等をした場合に提出する「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」の記載事項の簡素化
- ・ 令和9年1月分以後の承認申請として提出する「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」の記載事項の簡素化

## 租税条約関係（発効）

### ○ アゼルバイジャン共和国との新租税条約が発効しました

日本とアゼルバイジャン共和国との間で、「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアゼルバイジャン共和国との間の条約」が発効しました。

本条約は、昭和61年に発効した租税条約（所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約（以下「旧条約」といいます。））を全面的に改正するものであり、具体的には、事業利得に対する課税の改正、投資所得に対する課税の更なる軽減のほか、本条約の濫用防止措置及び租税債権の徴収共助の導入並びに租税に関する情報交換の拡充を行うものです。

（注） 本条約は、アゼルバイジャン共和国以外の国と日本との間で適用されている現行の条約に影響するものではありません。

本条約の主な内容は以下のとおりです。

- 1 事業利得に対する課税
- 2 投資所得に対する課税

	旧条約	本条約
配 当	15%	7% <sup>(注)</sup>
利 子	免税（政府受取等） 10%（その他）	免税（政府受取等） 7%（その他）
使用料	免税（著作権） 10%（その他）	7%

（注） 配当を支払う法人の課税所得の計算上控除される配当については、10%の限度税率が適用されます。

- 3 相互協議手続
- 4 情報交換及び徴収共助
- 5 条約の特典の濫用防止

本条約は、令和5年8月4日に発効し、日本の源泉所得税については、令和6年1月1日以後に支払を受けるべきものから適用されます。

なお、情報交換及び徴収共助に関する規定は、令和5年8月4日から適用されます。

## 租税条約関係（未発効）

### ○ アルジェリア民主人民共和国との租税条約の署名が行われました

日本とアルジェリア民主人民共和国との間で「所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルジェリア民主人民共和国との間の条約」の署名が行われました。

日本とアルジェリア民主人民共和国の間では、これまで租税条約は存在せず、本条約は両国間の経済関係の発展を踏まえ、新たに締結されるものです。

本条約は、両国間で生ずる二重課税を除去するため、両国において課税することができる所得の範囲を定める規定等を設けています。

また、本条約の締結によって、両国の税務当局間において、本条約の規定に従っていない課税についての協議、租税に関する情報交換及び租税債権の徴収共助の実施が可能となります。

本条約の主な内容は以下のとおりです。

- 1 事業利得に対する課税
- 2 投資所得に対する課税

配 当	5%（議決権保有割合25%以上・保有期間365日以上） <sup>(注)</sup> 10%（その他）
利 子	免税（政府受取等） 7%（その他）
使用料	10%

(注) 配当を支払う法人の課税所得の計算上控除される配当については、10%の限度税率が適用されます。

- 3 相互協議手続
- 4 情報交換及び徴収共助
- 5 条約の特典の濫用防止

本条約は、今後、両国における国内手続及び外交上の手続を経た後に発効し、発効する年の翌年から適用されます。例えば、令和5年12月31日以前に発効した場合には、日本の源泉所得税については、令和6年1月1日以後に支払を受けるものから適用されます。

なお、情報交換及び徴収共助に関する規定は本条約が効力を生ずる日から、それぞれ適用されます。